

令和7年度 公設試験研究機関等利用助成金 募集要項

1 事業の趣旨

本事業は、板橋区内の企業が技術開発及び製品開発等に係る課題の解決又は技術革新を図るために公設試験研究機関等において機器利用、依頼試験、検査、実地技術支援等を行う際に要する経費に対し助成金を交付することにより、技術開発及び製品開発等を促進し、区内産業の振興を図ることを目的とします。

2 申請要件

助成金の交付を受けることができる者は、(1)・(2)のいずれかに該当する中小企業者又はグループで、(3)～(12)に該当していない必要があります。

(1)区内に本社又は事業所を有し、1年以上事業を営む中小企業者

(2)構成員の3分の2以上が前号の要件を満たすグループ

(3)助成対象として申請した経費について、公益財団法人板橋区産業振興公社(以下「公社」という。)

の別事業や国、地方公共団体その他の公益的団体等から補助金等の支援を受けている又は受ける見込みがある者

(4)法人住民税及び法人事業税(個人事業者にあつては住民税及び個人事業税)の滞納がある者

(5)グループで申請する場合は、そのグループの構成員いずれかが法人住民税・法人事業税を滞納している者

(6)所得税法(昭和40年法律第33号)に基づく開業等の届出を行っていない個人事業者

(7)「東京都板橋区暴力団排除条例」(平成24年板橋区条例第28号)に規定する暴力団関係者又は遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、補助の対象として社会通念上適切でないと判断される事業を行っている者

(8)連鎖販売取引、ネガティブ・オプション(送り付け商法)、催眠商法、靈感商法など補助の対象として適切でないと判断する業態を営む者

(9)民事再生法又は会社更生法による申立て等、事業の継続性について不確実な状況が存在する者

(10)申請に必要な書類を全て提出できない者

(11)次のいずれかに該当する者

ア 大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している者

イ 大企業が複数で発行済株式総数又は出資金額の総額の3分の2以上を所有又は出資している者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者

エ アからウのほか、大企業が実質的に経営に参画していると考えられる者

(12)その他、理事長が適切でないと判断する者

3 対象

助成金の対象となるのは技術開発・製品開発に係る課題の解決又は技術革新を図る目的で、以下の各号に掲げる機関で、機器利用、依頼試験等のために要した経費です。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学又は高等専門学校
- (2) 研究開発を主たる業務とする国若しくは地方公共団体が設立した支援機関、研究機関又は独立行政法人
- (3) 次に掲げる試験所認定機関により登録認定を受けた国内事業者
 - ① 独立行政法人製品評価技術基盤整備機構認定センター
 - ② 公益財団法人日本適合性認定協会
 - ③ 日本化学試験所認定機構
 - ④ 株式会社電磁環境試験所認定センター
- (4) その他、理事長が認める機関

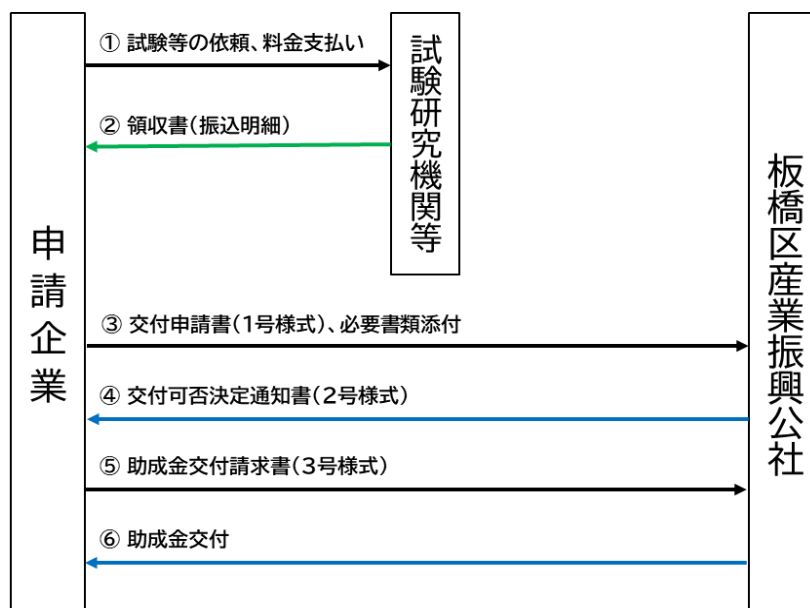
4 助成率 助成対象と認められる経費の3分の2以内

5 限度額 10万円

6 予定件数 5件程度

7 助成対象期間 令和7年4月1日(火)から令和8年3月13日(金) *予算の範囲内で実施します。

8 事業の流れ



※①～③の手続きを助成対象期間内に行ってください。

9 提出書類

(1)提出書類

- ①交付申請書(別紙1、2を含む)
- ②助成対象経費の支払いが確認できるもの(コピー可)
- ③前年度の法人住民税(個人にあっては個人住民税)、法人事業税(個人にあっては個人事業税(非課税の場合は不要))の納付が確認できる書類(コピー可)

(2)受付期間

交付件数が限られるため、事前にご連絡をお願いいたします。

(3)申請書は、第三者に理解しやすいよう明瞭かつ具体的にご記載ください。

(4)ご提出いただいた書類は返却しません。

10 審査

(1)ご提出いただいた書類に基づき、書類審査を行います。

(2)審査の結果は書面でお知らせします。

(3)審査の結果、不交付となる場合があります。

11 助成金額の決定

板橋区産業振興公社が交付申請書を受理した後、書類確認等を行い、助成金額を決定します。

※助成金の決定額は、書面でお知らせします。

12 助成金の交付

決定された助成金額に基づきご請求いただき、板橋区産業振興公社が請求書を受理した後、助成金を指定口座に振り込みます。

13 助成金交付決定の取り消し・助成金の返還

以下のいずれかに該当した場合は、助成金交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。助成金交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて返還していただくこととなりますので、十分に注意ください。

- (1)偽り、隠匿その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- (2)要綱の規定に違反したとき
- (3)その他、理事長が助成内容として不適切と判断したとき

<お申込み・お問合せ先>

〒173-0004 板橋区板橋 2-65-6 情報処理センター5階

公益財団法人 板橋区産業振興公社 中小企業サポートセンター

電話:03-3579-2192 Eメール: khk@itabashi-sangyo.jp